

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、佐賀県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を提出先に提出すること。

平成 26 年 11 月 10 日

佐賀県知事 古 川 康

### 1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積 (㎡)
久米 正浩	佐賀市本庄町大字本庄 604 番地 8	佐賀市本庄町大字 鹿子字鹿子上 392- 1 ほか 3 筆	11,458
江頭 義幸	佐賀市川副町大字早津 江 1944 番地	佐賀市川副町大字 早津江字二本谷 1052- 1 ほか 2 筆	4,086
農事組合法人 小鹿ファーム	神埼市千代田町用作 310 番地	佐賀市蓮池町大字 小松字一本杉 11	1,887

### 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

#### (1) 縦覧の場所

佐賀県生産振興部農産課

#### (2) 縦覧の期間

平成 26 年 11 月 10 日から同月 25 日まで

### 3 意見書の提出先

佐賀県農林水産商工本部生産振興部農産課(郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号)